

府中多摩川通り住宅管理組合 災害対策マニュアル-2019
理事会役員編

1. 管理会社との連絡情報は掲示板、管理事務所の情報を参照のこと。
2. 災害時連絡手段（震度5強以上の地震、多摩川氾濫予想時、火災発生等）
 - ① 災害時の役員間、住民との連絡は電話やメールは使えない前提で動く
 - ② 電話やメールが使えない場合、各理事は理事名簿記載の下段の理事に連絡をとる。不在の場合は次段の理事へ安否の確認をとる。
 - ③ その状況を理事長に連絡する。不在の場合は副理事長→消防担当→渉外担当に連絡する。
 - ④ 理事長は在宅理事を召集。不在の場合は副理事長→消防担当→渉外担当が代行する。
 - ⑤ メールが使用可能な場合は理事長より一斉発信、各理事は在宅・不在を返信の上、在宅理事は理事長の召集に従う。
 - ⑥ 在宅役員は安否確認手順に従い、要支援住戸一覧表記載の要支援者が居る住戸に出向き、ステッカー、手ぬぐい等の安全確認サインがない場合、安否確認をおこなう。
3. 停電時の給水は共用部散水栓を利用する。増圧給水ポンプが作動しなくても下層階は給水可能である。
4. 安否確認手順に従い、担当理事は受持ち住戸の安否を確認する。「避難完了しました」ステッカーまたはステッカーの代わりにハンカチやタオル、リボンのような日常では外に出ていないものがドアノブなどに結び付けてない場合、援助が必要かどうかをノックして呼びかけ、耳を澄ませる。援助が必要な場合、状況に応じて防災備品の配布等を行う。
5. 府中市への災害直後の連絡は難しい。多摩川の氾濫が予想される場合、最寄の避難所に向くのが確実。府中市ハザードマップ（H29年版）参照。

安否確認手順

- I 安否確認作業は年度初めに居住者名簿をもとに消防担当・渉外担当が作成（修正）した要支援住戸一覧表に基づき理事長の指示に従っておこなう。
- II 理事長不在の場合は 副理事長→消防担当→渉外担当の指示に従って行う。
- III 理事長は要支援住戸の割り振りを決め（目安：5～6住戸/1人 役員7名だと42住戸）担当ブロック理事が、4の手順に従い安否確認をおこなう。
- IV 安否確認の状況を全役員が周知した上で要支援が必要な居住者に出来る範囲の支援を行う。（本人に代わって電話をかける。飲料水・食糧などの防災備品配布など）
- V 要支援住戸一覧表は理事長・副理事長・消防担当・渉外担当が管理する。

注）この府中多摩川通り住宅管理組合 災害対策マニュアル理事会役員編は、府中市などからの防災情報を参考に各年度見直しを行う。

以上